

ハラスメント防止アドバイザー規程を次のように定める。

平成28年3月24日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

ハラスメント防止アドバイザー規程

(設置)

第1条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第9条第3項に規定する妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）第10条等に規定する育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱い等に係る相談を端緒とする指導又は援助事案等の迅速な解決に資するよう、都道府県労働局長に対し、専門的な助言を行わせるため、都道府県労働局にハラスメント防止アドバイザーを置く。

(委嘱)

第2条 ハラスメント防止アドバイザーは、社会的信望があり、かつ、労働問題に関する専門的知識及び実務経験を有する者のうちから、都道府県労働局長が委嘱する。

(職務)

第3条 ハラスメント防止アドバイザーは、都道府県労働局長が均等法第35条第1項若しくは育介法第56条に基づく指導又は均等法第23条第1項若しくは育介法第52条の4第1項に基づく紛争の解決の援助を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うものとする。

(任期等)

第4条 ハラスメント防止アドバイザーの任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間とする。

2 ハラスメント防止アドバイザーは、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 ハラスメント防止アドバイザー及びハラスメント防止アドバイザーであった者

は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条第 1 項の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 ハラスメント防止アドバイザーは、その地位を利用して、特定の個人若しくは団体の利益を図り、又は紛争に介入することその他その信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（その他の事項）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント防止アドバイザーに関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省雇用環境・均等局長が定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。